

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準	
		林班	小班			
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	4	全域	101.73	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下	
		12	全域	133.01		
		13	全域	204.56		
		14	全域	87.63		
		15	全域	62.33		
		18	全域	95.02		
		19	全域	204.00		
		22	全域	202.09		
		29	37~42,44,48	40.68		
		34	16,18,26~35,45,105	15.56		
		35	全域	100.72		
		36	全域	161.99		
			伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）			該当なし
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）			該当なし		主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1	150~168	179.97	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

- 注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。
- 注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。
- 注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	120年以上
	トドマツ	80年以上
	カラマツ	60年以上
	その他針葉樹	80年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天)	60年以上
	その他広葉樹	80年以上
天然林	主として天然下種によって生立す	120年以上
	主として天然下種によって生立す	160年以上

※鳥獣害防止森林区域 設定なし